

シンガポール
商標国際登録規則
2014年S740改正
2014年11月13日施行

目次

第 I 部 序

- 規則 1 引用
- 規則 2 定義
- 規則 3 手数料
- 規則 4 様式
- 規則 4A 電子オンラインシステム

第 II 部 シンガポール指定国際登録

- 規則 5 保護を受ける権利
- 規則 5A シンガポール指定国際登録の分割はしない
- 規則 6 保護国際商標(シンガポール)の効果
- 規則 7 財産の対象としての保護国際商標(シンガポール)
- 規則 8 取引の届出
- 規則 9 ライセンス許諾
- 規則 10 優先権
- 規則 11 審査
- 規則 12 公告
- 規則 13 異議申立書
- 規則 14 答弁書
- 規則 15 更なる手続
- 規則 16 拒絶通知
- 規則 17 保護
- 規則 18 取消及び無効
- 規則 19 黙認の効果
- 規則 20 異議申立された登録の有効性の証明書
- 規則 21 侵害にあたる商品の輸入
- 規則 22 違反
- 規則 23 商標を保護国際商標(シンガポール)として不正に表示すること

第 III 部 国際登録から国内出願への変更

- 規則 24 変更出願
- 規則 25 変更出願手続

第 IV 部 同時登録

- 規則 26 商標が商標法の下でも登録されている場合の国際登録の効果

第 V 部 シンガポールを本国とする国際登録出願

規則 27 国際登録出願

規則 28 国際事務局への通知

第 VI 部 雑則

規則 29 国際登録に関する一定の事項の証拠

規則 30 代理人

規則 31 保護国際商標(シンガポール)の使用の立証責任

規則 32 国際事務局への情報の伝達

規則 33 国際事務局への手数料の送金

規則 34 商標規則の適用

附則 1(規則 3) 手数料

附則 2(規則 4(4)) 様式の説明

第I部 序

規則1 引用

本規則は、商標(国際登録)規則として引用することができる。

規則2 定義

本規則において、文脈上他に要求されない限り、

「共通規則」とは、1996年4月1日に発効したマドリッド議定書第10条に基づいて採択された規則で、随時差替、改訂又は修正されたものをいう。

「電子オンラインシステム」とは、商標規則78Aに基づいて設置された電子オンラインシステムをいう。

「国際出願」とは、国際登録簿における商標登録のための国際事務局に対する出願をいう。

「国際登録簿」とは、マドリッド議定書の目的のために国際事務局が保管する商標登録簿をいう。

「国際登録」とは、国際登録簿における商標の登録をいう。

「シンガポール指定国際登録」とは、マドリッド議定書第3条の3(1)又は(2)に基づき、シンガポールへの保護の拡大を求める請求が(関連の国際出願において又はその後)になされる国際登録をいう。

「保護国際商標(シンガポール)」とは、規則17が付与する意味を有し、「保護」及び「保護された」というときは、相応に解釈する。

規則3 手数料

- (1) 附則1に定める手数料は、当該附則に定める事項に関して登録官に対して納付する。
- (2) 本規則に別段の定めがあり、又は登録官が別段の許可若しくは指示をする場合を除き、
 - (a) 手数料が何らかの事項に関して附則1に定められているときは、その手数料は、当該事項に対応する様式の提出と同時に納付しなければならないが、かつ、
 - (b) 手数料が納付されない場合は、その様式は提出されたものとして扱われない。
- (3) 登録官が別段の許可又は指示をする場合を除き、規則4A(a)にいう行為に関する手数料の納付は、その行為が電子オンラインシステムを使用して遂行されるときは、同システムにより指定された何れかの納付方法を使用して行うものとする。

規則4 様式

- (1) 登録官は、庁のインターネットウェブサイト(<http://www.ipos.gov.sg>)において本規則にいう様式を公表する。
- (2) 何れの様式も、それが意図された場合以外の場合において使用するために、登録官の指示に基づいて変更することができる。
- (3) 登録官は、何れかの様式に代えて、何らかの書類であって、当該様式が公表された目的のためではあるが様式から逸脱しているものを受理することができる。ただし、その書類が次に該当することを条件とする。
 - (a) (2)項により言及された様式に関する登録官のすべての指示を遵守していること、及び
 - (b) 登録官にとって受理可能な形式のものであること

(4) 本規則において付番様式というときは、次の対応する番号を付した様式の最新版をいうものとする。

(a) 様式 MP1 及び MP2 の場合は、第 2 附則において、又は

(b) その他の様式の場合は、商標規則(R1)第 2 附則において、及び

規則 4A 電子オンラインシステム

電子オンラインシステムは、次の者が使用することができる。

(a) 何らかの書類(裁判所手続において送達される通知又は書類以外のもの)を登録官若しくは登録局に引き渡し、送付し、提出し又は送達しようとする者、及び

(b) 何らかの書類(裁判所手続において送達される通知又は書類以外のもの)を何人かに引き渡し、送付し又は送達しようとする登録官若しくは登録局

第 II 部 シンガポール指定国際登録

規則 5 保護を受ける権利

(1) 規則 11 から規則 17 までの規定に従うことを条件として、シンガポール指定国際登録は、国際登録の細目が商標法に基づく商標登録出願に含まれ、当該出願が、商標規則が課すものを含め、商標法に基づく商標登録要件を満たす場合は、保護の対象となる権利を有する。

(2) (1) の適用上、商標法第 5 条及び第 6 条並びに商標規則の規則 9、規則 15、規則 16、規則 18、規則 19(1)、(2) (a) 及び (b) (i)、(ii) (B) 及び (iii) 及び (3)、規則 20 並びに規則 21 は無視される。

規則 5A シンガポール指定国際登録の分割はしない

商標法第 5A 条及び商標規則 (R1) の規則 17 は、シンガポール指定国際登録には適用されない。

規則 6 保護国際商標 (シンガポール) の効果

(1) 保護国際商標 (シンガポール) の所有者は、本規則の規定に従うことを条件として、商標法第 26 条から第 29 条まで及び第 31 条から第 34 条までにより又はこれらに基づいて登録商標の所有者に付与されるものと同一の権利及び救済を有する。

(2) (1) は、それぞれ商標法第 28 条及び第 29 条により登録商標に適用される、侵害とならない行為及び消尽に関する規定に従うことを条件とする。

(3) 商標法第 26 条を適用する目的で、

(a) 所有者の権利は、保護国際商標 (シンガポール) が規則 17 又は規則 26 に基づいて登録されたものとして扱われる日付で発効する。また

(b) 保護国際商標 (シンガポール) は、規則 17 に基づく保護の対象となったときに、実際に登録されたものとして扱われる。

(4) (1) の適用上、商標法第 27 条及び第 28 条において商標が登録された商品又はサービスは、保護国際商標 (シンガポール) がシンガポールにおける保護を付与する商品又はサービスとして扱われる。

(5) シンガポール指定国際登録の名義人が、登録官に対する書面通知により、

(a) 商標の特定要素の排他的使用の権利を放棄する場合、又は

(b) 国際登録によりシンガポールにおいて付与される権利は、特定の地域的若しくはその他の制限に従うことを条件とすることに同意する場合は、

登録官は、当該権利の部分放棄又は制限を登録簿に登録し、当該権利の部分放棄又は制限を公告する。

(6) 保護国際商標 (シンガポール) が権利の部分放棄又は制限に従うことを条件とする場合は、それに関連して商標法第 26 条の適用により付与される権利は、相応に制限される。

(7) 商標法第 35 条により付与される侵害訴訟手続の根拠なき威嚇に対する救済は、登録商標に関連して適用されるのと同様に、保護国際商標 (シンガポール) について適用される。

(8) (7) の適用上、

(a) 商標法第 35 条 (4) にいう商標登録は、保護国際商標 (シンガポール) の保護として扱われ

る。また

(b) 商標法第 35 条(5)にいう商標が登録されている又は登録出願がなされたという通知は、商標が保護国際商標(シンガポール)である又は国際出願若しくはシンガポール指定国際登録の対象であるという通知として扱われる。

規則 7 財産の対象としての保護国際商標(シンガポール)

商標法第 36 条, 第 37 条, 第 38 条及び第 40 条の規定は, 登録商標に関連して適用されるのと同様に, 必要な変更を加えて, 保護国際商標(シンガポール)に関連して適用される。

規則 8 取引の届出

(1) 次のことは, 本条規則の適用上, 届け出るべき取引である。

(a) 保護国際商標(シンガポール)に基づくライセンスの付与

(b) 保護国際商標(シンガポール)についての(固定又は浮動の)担保権及びこれにおける又はに基づく権利の付与

(2) 次の者, すなわち,

(a) 届け出るべき取引により, 保護国際商標(シンガポール)における若しくはに基づく利益を有すると主張する者, 又は

(b) 当該取引により影響を受けると主張するその他の者により,

登録官に申請がなされた場合は, 取引の関連する細目を登録簿に登録する。

(3) 次は, 本条規則の適用上, 関連する取引である。

(a) [2004 年 S372 により廃止, 2004 年 7 月 1 日施行]

(b) 保護国際商標(シンガポール)又はこれにおける権利の譲渡

(c) 保護国際商標(シンガポール)又はこれにおける若しくはに基づく権利に関連する人格代表者の同意

(d) 保護国際商標(シンガポール)又はこれにおける若しくはに基づく権利を移転する裁判所又は他の管轄当局の命令

(4) 次の時まで, すなわち,

(a) (1) (b)にいう届け出るべき取引の場合は, 取引の関連する細目の登録申請がなされるまで, 又は

(b) 関連する取引の場合は, 取引が国際登録簿に登録されるまでは, 保護国際商標(シンガポール)における又はに基づく利益をそれと知らずに取得する者に対しては, 取引は無効である。

(5) (1) (b)にいう届け出るべき取引又は関連する取引により保護国際商標(シンガポール)の所有者となる者は, 取引日の後で取引が国際登録簿に登録される前に生じる保護国際商標(シンガポール)の侵害については, 商標法第 31 条(5) (c)に基づく損害賠償, 利益の返還又は法定損害賠償を受ける権利を有さない。

(5A) 疑義を回避するために, (4)は, 次に関する関連する取引には適用されない。

(a) 保護国際商標(シンガポール)に基づくライセンス, 又は

(b) 当該ライセンスにおける又はに基づく権利

(6) 本条規則において、「関連する細目」とは、次を意味する。

(a) 保護国際商標(シンガポール)に基づくライセンスの付与の場合は、

(i) 使用権者の名称及び住所

(ii) ライセンスが排他的ライセンスである場合は、その事実

(iii) ライセンスが制限される場合は、制限の説明、並びに

(iv) ライセンス期間が有限期間であるか、そう確認できる場合は、ライセンスの期間

(b) 保護国際商標(シンガポール)又はそれにおける若しくは基づく権利についての担保権の付与の場合は、

(i) 被付与人の名称及び住所

(ii) 担保権の性質(固定又は浮動)、並びに

(iii) 担保権及び担保された商標における又は基づく権利の範囲

規則 9 ライセンス許諾

(1) 商標法第 42 条から第 45 条までの規定は、登録商標を使用するライセンスに関連して適用されるのと同様に、必要な変更を加えて、保護国際商標(シンガポール)を使用するライセンスに関連して適用される。

(2) 商標法第 42 条(2)にいう商標が登録された商品又はサービスは、シンガポールにおいて商標が保護される商品又はサービスとして扱われる。

規則 10 優先権

(1) (2)に従うことを条件として、商標法第 10 条の規定は、商標法に基づく商標登録に関連して適用されるのと同様に、シンガポール指定国際登録の保護に関連して優先権を付与するために適用される。

(2) 優先権主張の方法は、マドリッド議定書及び共通規則に従って決定する。

規則 11 審査

(1) 国際事務局からシンガポール指定国際登録の通知を受領した場合は、登録官は、それが規則 5 の要件を満たすか否かを審査する。

(2) (1)の適用上、登録官は、先の商標についての調査を、自己が必要と認める範囲において行うことができる。

(2A) 国際登録の関係する標章が、ローマ字以外の文字又は英語以外の言語による単数又は複数の語を含み、又はそれらから構成されている場合は、登録官は、名義人に次を要求することができる。

(a) 当該の語について、登録官が満足する英語翻訳、及び必要な場合は登録官が満足する英語翻字の提出、並びに

(b) 翻訳又は翻字(あれば)に関して当該の語が属する言語の表示

(3) 規則 5 の要件を満たしていない、又はシンガポールにおいて保護が求められる商品又はサービスの一部に関連してのみ満たしていると登録官が認める場合は、国際事務局へ拒絶通知を与える。

(4) 拒絶通知には、名義人が意見陳述を行うことのできる期間を定める。

(5) 名義人が意見陳述を行うための期間の延長を請求する場合は、様式 CM5 による期間延長

請求を、問題の期間又は登録官が従前に付与した延長期間の満了前に登録官に提出する。

(6) 意見陳述を行う名義人は、様式CM2により、シンガポールにおける書類送達のための住所を登録官に提出する。

(7) 名義人が登録官に送達宛先の変更又は訂正を請求する場合は、様式CM2によらなければならない。

(8) 次のことは、様式CM1により登録官に通知しなければならない。

(a) 様式が規定されていない事項に係わる代理人の指名

(b) ある事項に係わる代理人の変更

(9) 何らかの手續の当事者に係る代理人が、当該当事者の代理行為を停止しようとする場合は、

(a) 代理人は、当事者の代理行為を停止する意図の通知をCM1により提出し、当事者及び登録官に送達しなければならない、かつ、

(b) (a)を満たしたときは、代理人は、当事者の代理人たることを停止する。

規則 12 公告

審査後に、国際登録を構成する商品又はサービスの一部又は全部に関連して規則5の要件が満たされていると登録官が認める場合は、登録官は、商標公報に国際登録の細目を公告する。

規則 13 異議申立書

(1) 人(本規則において異議申立人という)は、商標公報における国際登録の公告日から2月以内に、国際登録への保護の付与に対して異議を申し立てる通知(本規則において異議申立書という)を様式TM11により登録官に提出することができる。

(2) 異議申立人は、(1)に言及する様式に、シンガポールにおける書類送達のための住所を記入する。

(3) [2008年S597により削除、2008年12月1日施行]

(4) 商標規則(R1)の規則29(3)から(8)まで及び規則30は、必要な変更を加えて、異議申立書の提出及び内容に適用される。

(5) 商標規則の規則29(3)から(8)までを適用する目的で、

(a) 当該規則にいう登録出願の公告日は、商標公報における国際登録の公告日として扱われる。及び

(b) 当該規則にいう出願人は、名義人として扱われる。

(6) 異議申立書が提出された場合は、登録官は、商標公報における国際登録の公告日から5月以内に、異議申立に関する事項を記載する拒絶通知を国際事務局に与える。

規則 14 答弁書

(1) 国際事務局に対する異議申立に基づく登録官の拒絶通知から4月以内に、名義人は次を登録官に提出する。

(a) シンガポールを指定する国際登録の裏付けとして自己が依拠する理由、及びもしあれば異議申立書において自己が認める事実を記載した様式HC6による答弁書(本規則において答弁書という)、並びに

- (b) 次により、シンガポールにおける送達宛先
- (i) 名義人が登録官に申立を行うために代理人を指名する場合は、様式CM1により、又は
- (ii) 名義人が登録官に申立を行うために代理人を指名しない場合は、様式CM2により
- (2) [2008年S597により削除、2008年12月1日施行]
- (3) 名義人は、両方の書類の副本を異議申立人に同時に送達する。
- (4) 答弁書を提出するための期間の延長請求は、国際事務局に対する異議申立に基づく登録官の拒絶通知日の後4月以内に、様式HC3で登録官に行う。
- (5) 登録官が答弁書の提出を認めることのできる延長期間の合計は、国際事務局に対する異議申立に基づく登録官の拒絶通知日の後6月を超えないものとする。
- (6) 期間の延長請求を行う前に、名義人は異議申立人及び延長によって影響を受ける虞のある他のすべての者に対して、次を含む通知を送達する。
- (a) 延長を請求する名義人の意思、請求する延長期間及び延長の理由の陳述、並びに
- (b) 延長に対する異議申立人又は他の者の同意を求める請求
- (7) 延長請求は、(6)に言及する通知の写及びもし付与されれば同意書によって裏付けとする。
- (8) 登録官は、次の場合に延長の付与を拒絶することができる。
- (a) 名義人が延長のための適切かつ十分な理由を示さなかった場合、又は
- (b) 名義人が、(6)に言及する通知が異議申立人及び延長によって影響を受ける虞のあるすべての者に対して送達されたということを登録官が納得するように示さなかった場合
- (9) (6)に言及する通知が送達された者が通知日の後2週以内に延長に対する同意を与えることをしなかった又は拒否した場合において、登録官は、延長のための適切かつ十分な理由が示されたことに納得するときは、延長を付与することができ、かつ、商標規則(R1)の規則67Aに従って聴聞を行う必要なしに、登録官はこれを行うことができる。
- (10) 疑義を回避するために、名義人が保護に対する異議申立の対象となっている商品又はサービスの類に関して(1)又は(3)を遵守しない場合は、登録官は、当該商品又はサービスに関するシンガポールにおける名義人の保護請求を取り下げられたものとして扱うことができ、当該商品又はサービスに関する拒絶は存続する。

規則 15 更なる手続

- (1) 規則13に基づく異議申立書及び規則14に基づく答弁書が提出された場合は、商標規則の規則32から規則40までは、必要な変更を加えて、それらに基づく更なる手続に適用される。
- (2) 商標規則の規則32から規則40までを適用する目的で、
- (a) これらの規則にいう出願人は、名義人として扱われる。及び
- (b) これらの規則にいう出願は、シンガポール指定国際登録として扱われる。

規則 16 拒絶通知

- (1) 拒絶が異議申立に基づく場合を除き、シンガポール指定国際登録の通知が登録官に送付された日の後18月が満了した後は、拒絶通知を与えられない。
- (2) 18月の期間の満了後に異議申立が提出される可能性がある場合は、登録官は、国際事務局に相応に通知する。

(3) 拒絶通知には、マドリッド議定書第5条及び共通規則の規則17が要求する事項を記載する。

(4) 次の場合、すなわち、

(a) 拒絶通知が規則11(3)に基づいて与えられた後に、名義人が規則11(4)に定める期間若しくは延長期間内に意見陳述を行った場合、又は

(b) 異議申立に基づく拒絶通知が規則13(6)に基づいて与えられた後に、名義人が規則14(1)に定める期間若しくは延長期間内に答弁書を提出した場合は、

登録官は、拒絶に関連して最終決定がなされた時点で、その決定を国際事務局に通知する。

(5) (4)の適用上、次の場合に最終決定がなされたとみなす。

(a) 登録官若しくは登録官からの上訴に基づいて裁判所が、シンガポールにおける保護が請求された商品若しくはサービスの全部若しくは一部のみに関連して、拒絶を支持するか否かを決定し、その決定に対する上訴権が満了した若しくは消尽した場合

(b) 意見陳述若しくは答弁書が取り下げられた場合、又は

(c) 拒絶に関する手続が中止された若しくは放棄された場合

規則17 保護

(1) 次の場合、すなわち、

(a) 規則11及び規則12に基づく審査及び公告の後に、

(i) シンガポールへの保護の拡大請求の通知がシンガポールに送付された日の後18月の期間は満了していないが、規則13(6)に従って異議申立に基づく拒絶通知を与えるための期間が、拒絶通知(異議申立に基づくかその他を問わない)を与えずに満了した場合、

(ii) シンガポールへの保護の拡大請求の通知がシンガポールに送付された日の後18月の期間が満了し、かつ、規則13(1)に定める異議申立書を与えるための期間(延長された期間を含む)が、異議申立書を与えずに満了した場合、

(iii) 拒絶通知がシンガポールにおける保護が請求された商品若しくはサービスの一部のみに関して付与されており、かつ、規則11(4)に定める期間(延長期間を含む)内に名義人が意見陳述をなさず若しくは場合により規則14(1)に定める期間(延長期間を含む)内に答弁書を提出しなかった場合、若しくは名義人が当該意見陳述をなす若しくは答弁書を提出することを意図しない旨を登録官に通知した場合、

(iv) 拒絶通知がシンガポールにおける保護が請求された商品若しくはサービスの全部若しくは一部に関して与えられており、かつ、拒絶を取り下げる若しくはシンガポールにおける保護が請求された商品若しくはサービスの一部に関して取り下げるとの最終決定がなされたことを、登録官が規則16(4)に従って国際事務局に通知した場合、又は

(b) シンガポールへの保護の拡大請求の通知がシンガポールに送付された日の後18月の期間が、拒絶通知を与えることなしに、また国際事務局に異議申立が当該期間の満了後に提出される可能性のあることを通知することなしに、満了した場合は、

保護請求の対象である商標は、請求に基づき保護国際商標(シンガポール)として保護されるものとし、シンガポールにおける保護が請求された商品又はサービスの一部に関して拒絶が内在する場合は、残りの商品又はサービスに関してのみ保護が適用される。

(2) 商標法の規定を本規則に適用する目的で、かく保護された商標は、次の時点で商標法に基づいて登録されたものとして扱われる。

- (a) シンガポールへの保護の拡大請求が国際出願に記載された場合は、国際登録日、又は
- (b) 当該拡大請求がその後国際登録になされた場合は、請求が国際登録簿に記録された日
- (3) (2)は、規則 26 に従うことを条件とする。

規則 18 取消及び無効

(1) 商標法第 22 条及び第 23 条の規定は、保護国際商標(シンガポール)の保護の取消又は無効の宣言が許可されるのと同様に、必要な変更を加えて適用される。

(2) 商標法第 22 条及び第 23 条を適用する目的で、

(a) 商標法第 22 条(1)にいう登録手続の完了日は、保護国際商標(シンガポール)が保護の対象となった日として扱われる。

(b) 商標法第 22 条(2)にいう商標が登録された様式は、それが保護された様式として扱われる。

(c) 商標法第 22 条(6)及び第 23 条(9)にいう商標が登録された商品又はサービスは、それが保護されたものとして扱われる。

(d) 商標法第 22 条にいう商標登録の取消は、保護国際商標(シンガポール)の保護の取消として扱われる。並びに

(e) 商標法第 23 条にいう商標登録の無効の宣言は、保護国際商標(シンガポール)の保護の無効の宣言として扱われる。

(3) 商標規則(R1)の規則 57 から規則 60 までの規定は、必要な変更を加えて、保護国際商標(シンガポール)の保護の取消又は無効の宣言を求める申請に基づく手続に適用される。

(4) 保護国際商標(シンガポール)の保護が何らかの範囲において取り消された又は無効を宣言された場合は、登録官は、国際事務局に通知し、

(a) 取消の場合は、所有者の権利は取消の申請日又はそれより早い日に取消の理由が存在したことに登録官若しくは裁判所が納得するときはその日から、その範囲において存在しなかったものとしてみなされる。

(b) 無効の宣言の場合は、その範囲において商標は保護国際商標(シンガポール)でなかったとみなされるが、これは国際登録簿に無効が記録された日付において過去である及び終了した取引には影響しない。

規則 19 黙認の効果

(1) 商標法第 24 条は、先の商標の所有者が保護国際商標(シンガポール)の使用について連続する 5 年にわたって黙認していた場合に適用される。

(2) 商標法第 24 条を適用する目的で、

(a) 当該条文にいう登録商標は、保護国際商標(シンガポール)として扱われる。及び

(b) 当該条文にいう登録は、保護国際商標(シンガポール)の保護として扱われる。

規則 20 異議申立された登録の有効性の証明書

商標法第 102 条の規定は、必要な変更を加えて、保護国際商標(シンガポール)の保護の有効性が争われた裁判所に対する手続に関連して適用される。

規則 21 侵害にあたる商品の輸入

(1) 商標法第 X 部及び商標(国境強制措置)規則(R2)の規定は、必要な変更を加えて、保護国際商標(シンガポール)に関連して商標法第 3 条にいう侵害にあたる商品である商品に関連して適用される。

(2) (1)の適用上、商標法第 3 条及び第 X 部並びに商標(国境強制措置)規則にいう登録商標は、保護国際商標(シンガポール)として扱われる。

規則 22 違反

(1) 商標法第 46 条から第 49 条まで及び第 53 条の規定は、必要な変更を加えて、保護国際商標(シンガポール)に関連して適用される。

(2) これらの規定を適用する目的で、

(a) これらの規定にいう登録商標は、保護国際商標(シンガポール)として扱われる。また

(b) これらの規定にいう商標が登録された商品又はサービスは、保護国際商標(シンガポール)がシンガポールにおいて保護を付与する商品又はサービスとして扱われる。

規則 23 商標を保護国際商標(シンガポール)として不正に表示すること

次の者、すなわち、

(a) 標章が保護国際商標(シンガポール)であると不正に表示する者、又は

(b) 保護国際商標(シンガポール)がシンガポールにおいて保護を付与する商品若しくはサービスに関して不正表示をなす者で、

表示が不正であることを知っている又はそう信じる理由を有する者は有罪とし、1 万ドル以下の罰金に処する。

第 III 部 国際登録から国内出願への変更

規則 24 変更出願

(1) 本条規則の規定は、次の場合に適用される。

(a) シンガポール指定国際登録が、登録に記載された商品又はサービスの全部又は一部に関して、マドリッド議定書第 6 条(4)に基づく本国官庁の請求により取り消された場合

(b) 国際登録が取り消された日の後 3 月以内に、国際登録が取り消された商品又はサービスの全部又は一部に関して国際登録に含まれていたものと同じの商標をシンガポールにおいて登録するための出願(この部において変更出願という)が登録官に対してなされた場合、及び

(c) 出願が、その取消直前に国際登録の名義人であった者によってなされた場合

(2) 変更出願は、様式 MP1 により登録官に提出する。

(3) 変更出願に基づいて登録された商標は、次の日付で登録されたものとして扱われる。

(a) マドリッド議定書第 3 条(4)に基づく国際登録日、又は

(b) シンガポールへの拡大請求が国際登録に続いてなされた場合は、マドリッド議定書第 3 条の 3(2)に基づく請求の記録日

また、当該日は、商標法の適用上、商標登録日であるとみなす。

規則 25 変更出願手続

(1) 保護国際商標(シンガポール)が、変更出願がなされる実際の日(本条規則において変更日という)に又はその前に、規則 17 に基づいて保護の対象となった場合は、その商標は商標法に基づいて登録される。

(2) シンガポール指定国際登録が変更日までに規則 17 に基づいて保護の対象とならず、その細目が規則 12 に基づいて公告されている場合は、

(a) 登録官は、その細目の公告を商標法第 13 条(1)に基づく変更出願の公告として扱う。また

(b) 登録官は、規則 13 に基づくその保護に対する異議申立を、商標法第 13 条(2)に基づくその登録に対する異議申立として扱い、商標規則(R1)の規則 29 から規則 40 までが、登録官が決定する修正に従うことを条件として適用される。

(3) シンガポール指定国際登録の細目が変更日までに規則 12 に基づいて未だ公告されておらず、登録官が規則 11(3)に基づいて拒絶通知を発行している場合は、登録官は、変更出願の目的で、拒絶通知を商標法第 12 条(3)に基づいて登録官から出願人に発出された通知として扱う。

第 IV 部 同時登録

規則 26 商標が商標法の下でも登録されている場合の国際登録の効果

- (1) 本条規則の規定は、次の場合に適用される。
 - (a) 登録商標が保護国際商標(シンガポール)でもある場合
 - (b) 登録商標の所有者が保護国際商標(シンガポール)の名義人である場合
 - (c) 登録商標が登録されたすべての商品又はサービスが保護国際商標(シンガポール)に基づいて保護されている場合、及び
 - (d) 登録商標の登録日が保護国際商標(シンガポール)に関連して規則 17(2)に定める日よりも早い場合
- (2) 商標法の規定を本規則に適用する目的で、保護国際商標(シンガポール)は、規則 17(2)の規定に拘らず、登録商標が登録されたすべての商品又はサービスに関する登録商標の登録日付で、商標法に基づいて登録されているものとして扱われる。
- (3) 保護国際商標(シンガポール)が先の商標であるか否かを決定する目的で、当該商標は、登録商標に関して主張された優先権を(該当すれば)考慮して、登録商標が登録されたすべての商品又はサービスに関する登録商標の出願日を有するものとして扱われる。
- (4) (1)に定める条件が商標に関して満たされる場合は、(2)及び(3)の規定は、
 - (a) 関連する登録商標が消滅した又は取り消されたにも拘らず、関連する保護国際商標(シンガポール)に関して引き続き適用される。ただし、
 - (b) 当該商標が取り消された又は無効を宣言された場合は、適用されなくなる。
- (5) 保護国際商標(シンガポール)の名義人が様式 MP2 により申請した場合は、登録官は、登録商標が登録された商品又はサービスに関して国際登録が登録商標に変更された旨を登録簿に注記する。
- (6) 本条規則の規定は、登録商標に関して何人かに付与される権利又は救済を損なうものではない。

第 V 部 シンガポールを本国とする国際登録出願

規則 27 国際登録出願

- (1) 商標登録出願人又は登録商標の所有者は、本条規則の規定に従うことを条件として、登録官を通じて次の通り商標の国際登録出願をすることができる。
 - (a) 様式 MM2(E)を提出することにより、及び
 - (b) 出願人又は場合により所有者のシンガポールにおける送達宛先を提出することにより
- (2) 国際登録出願は英語で行うものとし、当該登録の出願人が次である場合にのみ、行うことができる。
 - (a) シンガポールの国民
 - (b) シンガポールの法律に基づいて設立された若しくは構成された法人若しくは企業
 - (c) シンガポールに居住する者、又は
 - (d) 現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所をシンガポールに有する者
- (3) 出願書類に記載する細目(出願人のシンガポールにおける送達宛先以外)は、基礎出願又は場合により基礎登録にその時点で記載された細目に対応していなければならない。

(4) 登録官の請求があれば、出願人は自己が(2)に従って出願する権原を有することを登録官に納得させるのに必要な証拠を提供する。

(5) (1)にいう出願及び同項にいうシンガポールにおける出願人の送達宛先は、電子オンラインシステムを使用して提出することができる。

(6) 国際出願が本条規則に定める要件に合致する場合は、登録官は、国際出願を国際事務局に提出する。

(7) 本条規則及び規則 28 において、

国際登録出願に関連して「基礎出願」とは、シンガポールにおける商標の登録出願で、これについて国際登録出願がなされるものをいう。

国際登録出願に関連して「基礎登録」とは、シンガポールで登録された商標で、これについて国際登録出願がなされるものをいう。

規則 28 国際事務局への通知

(1) 登録官が国際登録出願を提出している場合は、登録官は、(2)に定める事由の発生を国際事務局に通知し、その事由を理由に基礎出願又は基礎登録が存在しなくなった国際出願の対象である商品又はサービスに関して国際登録を取り消すよう国際事務局に請求する。

(2) (1)に言及する事由とは、次のとおりである。

(a) 国際登録日の後 5 年の期間の満了前に、登録官が、

(i) 国際登録の対象である商品若しくはサービスの一部若しくは全部に関して基礎出願の認容を拒絶した場合、又は

(ii) 登録官が出願を認容してから気づいた事項を斟酌して、出願の認容後に商品若しくはサービスの一部若しくは全部に関して商標登録を拒絶した場合で、

何れの場合も、その決定が 5 年の期間の満了の前後を問わず最終決定となったこと

(aa) 基礎出願は、

(i) 国際登録日の後 5 年の期間満了前は、次に基づいて取り下げられたものとみなされる。

(A) 商標規則(R1)の規則 9(6)(a)、規則 21(5)又は規則 24(2)

(B) 商標法附則 1 の第 6 項(3)又は第 7 項(3A)

(C) 商標法附則 2 の第 7 項(3)又は第 8 項(3A)、また

(ii) 前記 5 年の期間満了の前後を問わず、商標規則の規則 77B に基づき回復されない。

(b) 国際登録日の後 5 年の期間の満了前に開始された異議申立手続の結果、国際登録の対象である商品又はサービスの一部又は全部に関して商標を登録しないという最終決定が下されたこと

(c) 出願人が次の時点でなした請求の結果、国際登録の対象である商品又はサービスに関して基礎出願が取り下げられた又は制限されたこと

(i) 国際登録日の後 5 年の期間の満了日前、又は

(ii) その後、基礎出願が請求の時点で登録拒絶に対する上訴若しくは異議申立手続の対象となったときで、何れの場合も 5 年の期間の満了日前に開始された場合

(d) 基礎出願若しくは基礎登録に由来する登録が更新されずに満了し、国際登録日の後 5 年の期間の満了前に登録簿から抹消され、かつ、商標規則(R1)の規則 53 に定める期間内にその回復を求める請求がなされないこと、又は当該請求がなされ、その請求を拒絶する最終決定がなされたこと

- (e) 国際登録日の後5年の期間の満了前に開始された手続の結果、基礎出願又は基礎登録に由来する登録を取り消す又は無効を宣言する最終決定がなされたこと
- (f) 基礎出願若しくは基礎登録に由来する登録が、国際登録日の後5年の期間の満了前になされた所有者による請求の結果、又は請求の時点で、
 - (i) 基礎出願又は基礎登録に由来する登録が取消又は無効を求める手続の対象であり、
 - (ii) 当該手続が国際登録日の後5年の期間の満了前に開始されていた場合は、その後なされた請求の結果、取り消されたこと
- (3) 本条規則の適用上、
 - (a) 最終決定は、次の場合になされたものとみなされる。
 - (i) その決定に対する上訴権が満了する若しくは消尽する場合、又は
 - (ii) 出願若しくは登録に関する手続が中止される若しくは放棄される場合、また
 - (b) 出願の取下というときは、出願が取り下げられた、放棄された又は全くなされなかつたとみなすことを含む。

第 VI 部 雑則

規則 29 国際登録に関する一定の事項の証拠

- (1) 保護国際商標(シンガポール)に関するすべての法的手続において、ある者を保護国際商標(シンガポール)の名義人として登録することは、原初の国際登録及びその後の譲渡又はその他の移転の有効性の一応の証拠とする。
- (2) 裁判所の確知は、次のものをいう。
- (a) マドリッド議定書及び共通規則
 - (b) 国際事務局が発行する国際登録簿への登録の謄本
 - (c) 国際事務局が刊行する定期的な公報の写
- (3) (2)(b)又は(c)に記載する書類は、それにより伝達される国際事務局の法律文書又はその他の行為の証拠として容認できるものとする。
- (4) 国際事務局が発行する法律文書又はその文書への記入若しくはその抄本の証拠は、謄本の提出により当該手続において与えることができ、当該謄本となることを意図する当該文書は、証拠として受領する。
- (5) 本条規則において「法的手続」とは、登録官に対する手続を含む。

規則 30 代理人

保護国際商標(シンガポール)として国際登録の保護を求める請求、又は保護国際商標(シンガポール)に関する手続に関連して、ある者により又はある者に対して行われることを本規則により要求される又は許可される行為は、その者が口頭又は書面で授権する代理人により又は代理人に対してなすことができる。

規則 31 保護国際商標(シンガポール)の使用の立証責任

保護国際商標(シンガポール)に関する民事手続において、商標が使用されていたかについて疑義が生じた場合は、どのような使用がなされていたかを示すのは、名義人である。

規則 32 国際事務局への情報の伝達

法の制定又は法の支配に拘らず、登録官は、シンガポールが本規則により又はマドリッド議定書若しくは共通規則に基づいて伝達することを要する情報を国際事務局へ伝達することができる。

規則 33 国際事務局への手数料の送金

登録官は、次に定める諸条件に従って、シンガポールを本国とする国際登録出願又はその国際登録の更新に関して国際事務局に納付すべき手数料を、国際事務局へ送金するために受理することができる。

- (a) 一般的には、公告された通知により、又は
- (b) 特殊な場合は、当該手段による納付を希望する出願人への書面通知により

規則 34 商標規則の適用

- (1) 本規則に別段の定めがある場合を除き、商標規則(R1)は、商標登録出願及び登録商標に

関連して適用されるのと同様に、必要な変更を加えて、シンガポール指定国際登録及び保護国際商標(のと同様シンガポール)に関連して適用される。

(2) 費用及び費用の担保並びに登録官に対する証拠に関する商標規則に基づく規則の規定は、登録商標又は商標登録出願に関する手続に関連して適用されるのと同じの方法で、本規則に基づく手続に関連して適用される。

附則 1(規則 3) 手数料

	事項	対応する規則	手数料	対応する様式
1	変更出願の提出	24(2)	商品又はサービスの類あたり \$ 374	MP1
2	登録商標と国際登録との置換を記録する申請	26(5)	商品又はサービスの類あたり \$ 65	MP2
3	(2014 S740 により削除)			
4	登録官を通じた国際登録出願	27(1)	\$ 250*	---
5	国際登録の更新請求又は国際事務局へ納付すべき手数料の処理を求める請求	---	\$ 85*	---

*この手数料は、当該出願又は請求について国際事務局へ納付すべき手数料を含まない。

附則 2(規則 4(4)) 様式の説明

様式	様式の説明
MP 1	国際登録の国内出願への変更請求
MP 2	シンガポール国内登録の国際登録への置換請求
MM2E	マドリッド協定議定書により排他的に準拠した国際登録出願